

報告第13号

専決処分の報告について

地方自治法（昭和22年法律第67号）第180条第1項の規定により下記のことについて、別紙のとおり専決処分したので、同条第2項の規定によりこれを議会に報告する。

記

56街区地盤改良工事の変更について

令和8年9月1日提出

時津町長 山 上 広 信

## 専 決 処 分 書

地方自治法（昭和 22 年法律第 67 号）第 180 条第 1 項の規定により、次のとおり専決処分する。

令和 8 年 8 月 4 日

時津町長 山 上 広 信

### 工事請負契約の変更について

町は、56 街区地盤改良工事の変更について次のとおり決定する。

- |   |         |                                                 |
|---|---------|-------------------------------------------------|
| 1 | 契約金額の増額 | 833,800 円                                       |
| 2 | 契約の相手方  | 長崎県長崎市平和町 5 番 19 号<br>株式会社 西海興業<br>代表取締役 西山 潤一郎 |

### 「理由」

「町長の専決処分に属する軽易な事項の指定について」第 1 項の規定に基づき、専決処分する。